

# 和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金申請等の手引き

(一社)和歌山県LPガス協会

令和5年6月 日制定

## I. はじめに

この手引きは、和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付要領(以下「交付要領」という。)を補完するものです。

本助成金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金)を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっていることから、国及び県からは、助成金の適正な執行が求められており、また、不正行為は厳正に処分されることとなります。

交付要領を十分確認いただき、本助成金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

交付要領は、 日付にて制定しておりますが、施行と適用は、協会から和歌山県に現在申請中の本事業に係る補助金の交付決定が通知された日以降となり、予算が執行可能となるのは、7月 日以降となりますのでご注意願います。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。常に最新版を確認願います。

## II. 助成金の概要と基本事項

### 1. 対象となる事業期間

7月から9月のLPガス料金が対象。

ただし、検針開始日を8月(検針・請求)に入ってからとします。

### 2. LPガス料金とは

対象期間中に一般消費者等に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。

基本料金、従量料金と別に設備使用料を請求する場合は、LPガス料金の上昇とは関係がないため対象となりません。

質量販売は対象となりません。

### 3. 対象者

和歌山県内の家庭・業務用消費者。LPガスを供給しているコミュニティーガス(旧簡易ガス)も対象となります。

ただし、工場など生産現場での高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体※は対象外となります。

※施設設置者が国、地方公共団体であっても例えば公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガス料金を負担する契約者であれば対象となります。

判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払い者がどなたかで判断願います。

ただし、1件の消費者に複数のメーターが設置されている場合は、当該メーター数が上限となります。

しかし、基本料金をいただいても使用量がない消費者については、対象外となります。

#### 4. 値引き額

一般消費者等1契約につき1ヵ月あたり1,000円(消費税別)、計3,000円(同)の値引きによる支援7月分(8月検針)、8月分(9月検針)、9月分(10月検針)の3ヵ月分が対象となります。

各月の請求額が1,000円(消費税別)未満の場合は、請求額が値引き額の上限となります。

事例1 7月分(8月検針)が3,000円(消費税別)の場合、1ヵ月の値引き限度額が1,000円ですので、値引き後の請求金額が2,000円(消費税別)・2,200円(消費税込)となります。

事例2 9月分(10月検針)が800円(消費税別)の場合、請求金額が値引き額の上限となりますので、値引き後の請求金額が0円となり、消費税込請求金額も0円となります。

※集合住宅等で入居(開栓)・退去(閉栓)のタイミングで対象、対象外の線引き(参考1)

7月分(8月検針)の検針で値引き(1,000円消費税別)が済んでおり、その後8月末までに退去(閉栓)した場合は、最終請求分が次回検針扱いとなるため、対象となります。

8月に入居(開栓)したが、8月に検針を行わない場合は、9月検針からが対象となります。

※検針票、請求書、Web明細、領収証等への値引きの記載例は、補足1・補足2を参照願います。

内 容	助 成 対 象 額
LPガス料金の値引きを行うLPガスの販売事業者に対する助成	和歌山県が指定する値引き額 上限 1,000 円/月×3 ヲ月(消費税別)により一般消費者等のLPガス料金の7月から9月分を上限 1,000 円/月×3 ヲ月分を予算の範囲内で助成する。

#### 5. 販売事業者への交付額

上記の一般消費者等への請求額から1ヵ月あたり1,000円の値引き(税別、1件あたり)を行う原資として、1件につき1,000円の交付となります。

事業所での助成金受け入れと消費税の取り扱いは、参考2を参照願います。

### Ⅲ 申請手続き

#### 1. 「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付申請書」の提出

助成金の活用により一般消費者等のLPガス料金低減を行う販売事業者は、交付要領第5条により、様式1 和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付申請書を協会に提出願います。

(1) 提出期限 令和5年8月4日(金)

(2) 提出方法 協会への持参、郵送、電子メール※注1への添付

※ 郵送の場合は、8月4日の消印有効です。投函、又は、持参が間に合わない場合には、期限までにFAX※注2にて送信いただき、後日速やかに提出願います。

※ 申請書は、「事業所」として提出してください。

※ 申請書に印鑑は不要です。

(3) 値引き対象となる一般消費者等の件数(LPガス賠償責任保険加入メーター数及び販売事業報告〈毎年管轄官庁へ提出〉が基準)

申請時の件数を記載ください。件数の定義は基本事項3のとおりです。

申請時の件数は、実績報告書(様式5)で確定しますので、申請後に件数の増減が生じても結構です。まずは、期限内に申請願います。

ただし、大幅に増加するおそれがある場合には、計画変更申請書(様式3)の提出を願います。(「大幅」は、申請時の件数によって異なりますので、協会専用※注3ダイヤルまで問い合わせ願います。)

(4) 添付書類

1) 申請件数の根拠として、一般消費者等の識別ができる一覧表(コピー・写し)を添付してください。

※提出される場合、一般消費者等の氏名及び郵便番号、住所は未記載とし、申請件数が容易に判別出来る連番数字を用いたもの(参考3参照)とし、事業者独自の顧客コード、整理番号を記載したものとしてください。

ただし、一覧表原本には消費者名・住所は必ず記載して下さい。(参考4参照)

また、一覧表(原本)等は、助成事業の経費に関する帳簿及び全ての証拠書類とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間(令和10年度まで)保管し後日、協会または県、国等が閲覧の際、照合できるよう、保管願います。

※提出される場合は、一覧表紛失や盗難を避けるため、電子メールへの添付、簡易書留による郵送若しくは、協会まで持参願います。

#### IV 事業の実施と概算払請求及び実績報告書の提出、請求手続き

1. 「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付決定通知書」の送付

Ⅲの交付申請書を提出された事業者には、協会から交付決定通知書(様式2)を送付、又は、電子メールに添付して送付します。

値引き後の請求業務は、原則として交付決定通知書受領後に開始してください。

2. 「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金概算払請求書」の提出

販売事業者は、7月分(8月検針)、8月分(9月検針)、9月分(10月検針)の3ヶ月分のLPガス料金の請求件数、値引き総額(何れも予定)が確定しましたら概算払請求書(様式7)を提出してください。

その際の件数確定にはⅢ(4)添付書類の一覧表を基準としてください。

3ヶ月トータル分の80%を概算払いとして、協会から値引き原資を支払います。

概算払いの金額は協会にて算出し、販売事業者へ電子メール、FAX、若しくは郵送にて通知いたします。

3. 「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金実績報告書」「事業者申請手数料請求書」の提出

概算払いを請求された販売事業者は、7月分(8月検針)、8月分(9月検針)、9月分(10月検針)のそれぞれで、各月の値引き対象となった一般消費者等の件数と総額を集計し、協会まで実績報告書(様式5)の提出をお願いします。それぞれの月の提出期限は翌月末を基本とし、9月分(10月検針)については、9月分(10月検針)単月分と3ヶ月合計分を集計してください。最終期限は12月5日(火)です。

実績報告書提出の際には、値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、一覧表(申請書提出時に添付いただいた一覧表)に一般消費者別の値引金額が記載されているもの(参考5参照)及び検針・請求書の写し(10件程度)又は、請求額の一覧表を添付してください。

ただし、検針・請求書の写し及び請求額の一覧表については、消費者名と住所を非表示として下さい。(補足3参照)

また、「事業者申請手数料請求書」についても請求書の額面どおり、10,000円/月となるため、手数料金額(10,000円)として提出してください。

3ヶ月の事業終了後、3ヶ月分をまとめて、10,000円×3ヶ月分を助成金と一緒に支払います。

#### 4. 「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金額確定通知書」の送付

3ヶ月合計の実績報告書に基づき、先に値引き原資として支払っている概算払い金額との差額を算出し、協会より「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金額確定通知書」にて最終精算金額として販売事業所へ電子メール、FAX、若しくは郵送にて通知いたします。

#### 5. 「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金精算払請求書」「事業者申請手数料請求書」の提出

上記4の助成金額確定通知書が届きましたら、金額を確認され、「和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金精算払請求書」(様式8)を協会まで提出願います。

また、「事業者申請手数料請求書」については、残1回(10月検針)として請求書の額面どおり、10,000円/月となるため、手数料金額(10,000円)として提出してください。

#### 6. 助成金等の支払い

上記5の請求に基づき、協会から指定の口座に振り込みます。

以上

※注1 (一社)和歌山県LPガス協会メールアドレス : lp316306@silver.ocn.ne.jp

※注2 " FAX番号 : 073-475-4741

※注3 和歌山県LPガス料金高騰対策支援事業事務局(LPガス協会内):073-488-3034